

## 第2章 水防組織

### 第1節 佐呂間町の組織

#### 1 組 織

佐呂間町は、洪水、高潮、その他による水災の発生、又は発生するおそれがあるときは、佐呂間町災害対策本部条例（昭和39年条例第23号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の統括は、総務課で行うものとする。

なお、佐呂間町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

#### 2 佐呂間町防災会議

法第32条第1項の規定に基づく水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議は、佐呂間町防災会議が行うものとする。

#### 3 佐呂間町水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び所掌事務は、佐呂間町地域防災計画第3章第1節「組織計画」を準用するものとし、別表1及び別表2のとおりとする。

#### 4 消防機関の組織

消防本部の組織は、別表3のとおりとする。

#### 5 消防機関の水防分担区域

- (1) 消防機関の水防分担区域は、遠軽地区広域組合消防本部及び消防署等の設置に関する条例（昭和46年条例第4号）及び遠軽地区広域組合消防署の組織等に関する規程（平成8年訓令第3号）並びに遠軽地区広域組合消防団条例（昭和46年条例第17号）に準じ、別表4のとおりとする。ただし、分担区域外にあっても消防長が必要と認め指示したときは、直ちに出勤し現地水防活動に当たるものとする。
- (2) 配置人員に当たっては、災害の実情に応じて消防長所管の下に消防団長を置き、所属の消防職員及び団員を指揮行動させるものとする。

## 第2節 隣接市町村水防管理団体及び警察官等との協力応援

### 1 隣接市町村水防管理団体との協力応援

水防管理者は、法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、次の隣接市町村水防管理団体に対し、協力応援を求めるものとする。

市町村名（水防管理団体）	電話番号	消防機関
佐呂間町 01587(2)1211 遠軽地区広域組合消防署 佐呂間出張所 01587(2)3637	遠軽町	0158(42)4811 0158(42)2050
	遠軽町（生田原総合支所）	0158(45)2011 0158(45)2432
	湧別町	01586(2)2111 01586(2)4111
	湧別町（湧別町総合支所）	01586(5)2211 01586(5)2338
	北見市	0157(23)7111 0157(25)1515
	北見市（常呂総合支所）	0152(54)2111 0152(54)2630
	北見市（留辺蘂総合支所）	0157(42)2421 0157(42)2049

※ 道内各市町村は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結している。

### 2 警察官との協力応援

警察官の協力応援は、佐呂間町地域防災計画第5章第12節「災害警備計画」の定めるもののほか、水防管理者又は消防長が、協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりとする。

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 警戒区域の監視          | 法第21条第2項 |
| (2) 警察官の出動           | 法第22条    |
| (3) 警察通信施設の使用        | 法第27条第2項 |
| (4) 避難、立ち退きの場合における措置 | 法第29条    |

### 3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防上自らの能力で処理することが困難な事態が予測されるときは、佐呂間町地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、北海道知事（オホーツク総合振興局長）に対して派遣要請を依頼するものとする。